

(議案第11号)

令和3年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和2年度

厚木市公共用地取得事業特別会計

補正予算（第2号）



## 議案第11号

### 令和2年度厚木市公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度の厚木市の公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,499千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,567,171千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 財産収入		490,727	3,329	487,398
	5 財産売払収入	490,727	3,329	487,398
10 繰入金		96,470	100	96,570
	5 他会計繰入金	96,470	100	96,570
15 市債		998,200	27,600	970,600
	5 市債	998,200	27,600	970,600
20 諸収入		9,273	3,330	12,603
	5 雑入	9,273	3,330	12,603
歳入合計		1,594,670	27,499	1,567,171

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 公債費		585,775	3,329	582,446
	5 公債費	585,775	3,329	582,446
10 公共用地先行取得事業費		999,622	27,500	972,122
	10 厚木秦野道路用地取得事業費(用地国債)	990,250	27,500	962,750
15 繰出金		9,273	3,330	12,603
	5 繰出金	9,273	3,330	12,603
歳出合計		1,594,670	27,499	1,567,171

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 公共用地先行取得事業費	10 厚木秦野道路用地取得事業費(用地国債)	厚木秦野道路用地取得事業(用地国債)	111,663

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
厚木秦野道路用地取得事業(用地国債)	989,900	普通貸借又は証券発行。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め10年以内。ただし、財政上の都合により償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。	962,300	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
計	998,200				970,600			



令和2年度

厚木市公共用地取得事業特別会計  
補正予算（第2号）に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 財産収入	490,727
10 繰入金	96,470
15 市債	998,200
20 諸収入	9,273
歳 入 合 計	1,594,670

## (歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 公債費	585,775	△3,329	582,446
10 公共用地先行取得事業費	999,622	△27,500	972,122
15 繰出金	9,273	3,330	12,603
歳 出 合 計	1,594,670	△27,499	1,567,171

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
△3,329	487,398	31.1
100	96,570	6.2
△27,600	970,600	61.9
3,330	12,603	0.8
△27,499	1,567,171	100.0

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特定財源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
				△3,329	37.2
		△27,600		100	62.0
			3,330		0.8
		△27,600	3,330	△3,229	100.0

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
5 財産収入	490,727	△3,329	487,398
5 財産売払収入	490,727	△3,329	487,398
5 不動産売払収入	490,727	△3,329	487,398
10 繰入金	96,470	100	96,570
5 他会計繰入金	96,470	100	96,570
5 一般会計繰入金	96,470	100	96,570
15 市債	998,200	△27,600	970,600
5 市債	998,200	△27,600	970,600
10 厚木秦野道路用地取得事業債（用地国債）	989,900	△27,600	962,300
20 諸収入	9,273	3,330	12,603
5 雑入	9,273	3,330	12,603
5 雑入	9,273	3,330	12,603
歳 入 合 計	1,594,670	△27,499	1,567,171

(単位：千円)

節		説明	
区	分	金額	
5	土地売却収入	△3,329	1 市有地売却収入減 …………… 【道路管理課】 △3,329
5	一般会計繰入金	100	1 一般会計繰入金増 …………… 【道路管理課】 100
5	厚木秦野道路用地取得事業債（用地国債）	△27,600	1 厚木秦野道路用地取得事業債（用地国債）減 …………… 【道路管理課】 △27,600
5	雑入	3,330	1 厚木秦野道路用地取得事業（用地国債）先行取得経費増 …………… 【道路管理課】 3,330

5 財産収入 1 0 繰入金 1 5 市債 2 0 諸収入

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 公債費	585,775	△3,329	582,446		
5 公債費	585,775	△3,329	582,446		
5 元金	582,371	△3,175	579,196	一般財源	△3,175
10 利子	3,404	△154	3,250	一般財源	△154
10 公共用地先行取得事業費	999,622	△27,500	972,122		
10 厚木秦野道路用地取得事業費（用地国債）	990,250	△27,500	962,750		
5 厚木秦野道路用地取得事業費（用地国債）	990,250	△27,500	962,750	市 債	△27,600
				一般財源	100
15 繰出金	9,273	3,330	12,603		
5 繰出金	9,273	3,330	12,603		
5 一般会計繰出金	9,273	3,330	12,603	そ の 他	3,330
歳 出 合 計	1,594,670	△27,499	1,567,171		

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
23 償還金、利子及び割引料	△3,175	1 市債元金減 .....	【道路管理課】 △3,175 (1) 市債元金 (用地国債分) 減 △3,175
23 償還金、利子及び割引料	△154	1 市債利子減 .....	【道路管理課】 △154 (1) 市債利子 (用地国債) 減 △154
17 公有財産購入費	△27,500	1 厚木秦野道路用地取得事業費 (用地国債) 減 .....	【道路管理課】 △27,500
28 繰出金	3,330	1 一般会計繰出金増 .....	【道路管理課】 3,330

5 公債費 1 0 公共用地先行取得事業費 1 5 繰出金

地方債の平成30年度末  
における現在高並びに  
現在高の見込みに

区 分	平成30年度末 現 在 高	令和元年度末 現 在 高	令 和 2 年 度 中		
			令 和 2 年 度 中 起 債 見 込 額		
			補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円	千円	千円
公共用地取得事業	794,130	791,457	8,300		8,300
厚木秦野道路用地 取得事業 (用地国債)	977,900	1,699,225	989,900	△ 27,600	962,300
合 計	1,772,030	2,490,682	998,200	△ 27,600	970,600

及び令和元年度末に  
令和2年度末における  
関する調書（補正）

増減見込額			令和2年度末現在高見込額			(参考)繰越額を 含めた令和2年 度末現在高見込 額
令和2年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額	
補正前の額	補正額	補正後の額				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
93,271		93,271	706,486		706,486	706,486
489,100	△ 3,175	485,925	2,200,025	△ 24,425	2,175,600	2,188,300
582,371	△ 3,175	579,196	2,906,511	△ 24,425	2,882,086	2,894,786

(議案第12号)

令和3年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和2年度

厚木市後期高齢者医療事業特別会計

補正予算（第2号）



## 議案第12号

### 令和2年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度の厚木市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,061千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,213,120千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		597,853	37,688	560,165
	5 一般会計繰入金	597,853	37,688	560,165
15 繰越金		3,500	33,627	37,127
	5 繰越金	3,500	33,627	37,127
歳入合計		3,217,181	4,061	3,213,120

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,991,762	2,061	2,989,701
	5 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,991,762	2,061	2,989,701
20 保健事業費		132,101	2,000	130,101
	5 保健事業費	132,101	2,000	130,101
歳出合計		3,217,181	4,061	3,213,120

令和2年度

厚木市後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第2号）に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 後期高齢者医療保険料	2,609,845
8 財産収入	25
10 繰入金	597,853
15 繰越金	3,500
20 諸収入	5,958
歳 入 合 計	3,217,181

## (歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費	84,168		84,168
10 後期高齢者医療広域連合納付金	2,991,762	2,061	2,989,701
15 諸支出金	5,650		5,650
20 保健事業費	132,101	2,000	130,101
25 予備費	3,500		3,500
歳 出 合 計	3,217,181	4,061	3,213,120

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	2,609,845	81.2
	25	0.0
37,688	560,165	17.4
33,627	37,127	1.2
	5,958	0.2
4,061	3,213,120	100.0

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特定財源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
					2.6
			35,688	33,627	93.0
					0.2
			2,000		4.1
					0.1
			37,688	33,627	100.0

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
10 繰入金	597,853	37,688	560,165
5 一般会計繰入金	597,853	37,688	560,165
10 保険基盤安定繰入金	381,637	35,688	345,949
15 健康診査等事業費繰入金	132,097	2,000	130,097
15 繰越金	3,500	33,627	37,127
5 繰越金	3,500	33,627	37,127
5 繰越金	3,500	33,627	37,127
歳 入 合 計	3,217,181	4,061	3,213,120

## 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,991,762	2,061	2,989,701		
5 後期高齢者医療広域 連合納付金	2,991,762	2,061	2,989,701		
5 後期高齢者医療広 域連合納付金	2,991,762	2,061	2,989,701	そ の 他	35,688
				一般財源	33,627
20 保健事業費	132,101	2,000	130,101		
5 保健事業費	132,101	2,000	130,101		
5 健康診査等事業費	132,101	2,000	130,101	そ の 他	2,000
歳 出 合 計	3,217,181	4,061	3,213,120		

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
10 保険基盤安定繰入金	35,688	1 保険基盤安定繰入金減 .....	【国保年金課】	35,688
5 健康診査等事業費繰入金	2,000	1 人間ドック助成事業費繰入金減 .....	【国保年金課】	2,000
5 繰越金	33,627	1 前年度繰越金増 .....	【国保年金課】	33,627

10 繰入金 15 繰越金

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
19 負担金、補助及び交付金	2,061	1 後期高齢者医療広域連合納付金減 .....	【国保年金課】	2,061
19 負担金、補助及び交付金	2,000	1 人間ドック助成事業費減 .....	【国保年金課】	2,000

10 後期高齢者医療広域連合納付金 20 保健事業費

(議案第13号)

令和3年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和2年度

厚木市国民健康保険事業特別会計

補正予算（第3号）



議案第13号

令和2年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度の厚木市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ289,063千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,520,556千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

1 歳 入

( 単 位 : 千 円 )

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 5 国庫支出金		0	68,043	68,043
	1 0 国庫補助金	0	68,043	68,043
2 5 県支出金		14,888,675	224,957	14,663,718
	1 0 県負担金・補助金	14,888,675	224,957	14,663,718
4 0 繰入金		1,884,632	132,149	1,752,483
	5 他会計繰入金	1,785,367	32,884	1,752,483
	1 0 基金繰入金	99,265	99,265	0
歳 入 合 計		21,809,619	289,063	21,520,556

2 歳 出

( 単 位 : 千 円 )

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		386,812	10,938	375,874
	5 総務管理費	340,282	6,437	333,845
	1 0 徴収費	46,111	4,501	41,610
1 0 保険給付費		14,730,187	300,000	14,430,187
	5 療養諸費	12,861,787	300,000	12,561,787
2 7 保健事業費		240,770	12,070	228,700
	3 特定健康診査等事業費	153,817	6,040	147,777
	5 保健事業費	86,953	6,030	80,923
3 0 基金積立金		261	33,945	34,206
	5 基金積立金	261	33,945	34,206
歳 出 合 計		21,809,619	289,063	21,520,556

令和2年度

厚木市国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第3号）に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 国民健康保険料	4,780,388
15 国庫支出金	0
25 県支出金	14,888,675
35 財産収入	459
40 繰入金	1,884,632
45 繰越金	154,874
50 諸収入	100,591
歳 入 合 計	21,809,619

## (歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	386,812	△10,938	375,874
10 保険給付費	14,730,187	△300,000	14,430,187
22 国民健康保険事業費納付金	6,380,217		6,380,217
27 保健事業費	240,770	△12,070	228,700
30 基金積立金	261	33,945	34,206
40 諸支出金	41,372		41,372
45 予備費	30,000		30,000
歳 出 合 計	21,809,619	△289,063	21,520,556

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	4,780,388	22.2
68,043	68,043	0.3
△224,957	14,663,718	68.1
	459	0.0
△132,149	1,752,483	8.2
	154,874	0.7
	100,591	0.5
△289,063	21,520,556	100.0

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳				一般財源	構成率
特	定	財	源		
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
32,037				△42,975	1.7
92	△300,092				67.1
					29.6
	△13,460			1,390	1.1
				33,945	0.2
					0.2
					0.1
32,129	△313,552			△7,640	100.0

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	0	68,043	68,043
10 国庫補助金	0	68,043	68,043
35 災害臨時特例補助金	0	36,006	36,006
55 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	32,037	32,037
25 県支出金	14,888,675	△224,957	14,663,718
10 県負担金・補助金	14,888,675	△224,957	14,663,718
5 保険給付費等交付金	14,888,675	△224,957	14,663,718
40 繰入金	1,884,632	△132,149	1,752,483
5 他会計繰入金	1,785,367	△32,884	1,752,483
5 一般会計繰入金	1,785,367	△32,884	1,752,483
10 基金繰入金	99,265	△99,265	0
5 国民健康保険事業基金繰入金	99,265	△99,265	0
歳 入 合 計	21,809,619	△289,063	21,520,556

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 災害臨時特例補助金	36,006	1 災害臨時特例補助金 .....	【国保年金課】 92
		2 災害等臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分） .....	【国保年金課】 35,914
5 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	32,037	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	【国保年金課】 32,037
5 保険給付費等交付金（普通交付金）	△300,092	1 保険給付費等交付金（普通交付金）減 .....	【国保年金課】 △300,092
10 保険給付費等交付金（特別交付金）	75,135	1 保険者努力支援分増 .....	【国保年金課】 59,195
		2 特別調整交付金分（市町村向け）増 .....	【国保年金課】 29,400
		3 特定健診等負担金減 .....	【国保年金課】 △13,460
5 保険基盤安定繰入金	△6,016	1 保険基盤安定繰入金減 .....	【国保年金課】 △6,016
10 職員給与費等繰入金	△42,975	1 職員給与費等繰入金減 .....	【国保年金課】 △42,975
15 財政安定化支援事業繰入金	16,107	1 財政安定化支援事業繰入金増 .....	【国保年金課】 16,107
5 国民健康保険事業基金繰入金	△99,265	1 国民健康保険事業基金繰入金減 .....	【国保年金課】 △99,265

1 5 国庫支出金 2 5 県支出金 4 0 繰入金

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	386,812	△10,938	375,874		
5 総務管理費	340,282	△6,437	333,845		
5 一般管理費	338,264	△6,437	331,827	国庫支出金	32,037
				一般財源	△38,474
10 徴収費	46,111	△4,501	41,610		
5 賦課徴収費	46,111	△4,501	41,610	一般財源	△4,501
10 保険給付費	14,730,187	△300,000	14,430,187		
5 療養諸費	12,861,787	△300,000	12,561,787		
5 一般被保険者療養給付費	12,691,000	△300,000	12,391,000	国庫支出金	92
				県支出金	△300,092
27 保健事業費	240,770	△12,070	228,700		
3 特定健康診査等事業費	153,817	△6,040	147,777		
5 特定健康診査等事業費	153,817	△6,040	147,777	県支出金	△13,460
				一般財源	7,420
5 保健事業費	86,953	△6,030	80,923		
5 保健衛生普及費	86,953	△6,030	80,923	一般財源	△6,030
30 基金積立金	261	33,945	34,206		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	△6,437	1 給付事務費減 ..... 【国保年金課】 △1,420 2 資格事務費減 ..... 【国保年金課】 △5,017
13 委託料	△4,501	1 賦課事務費減 ..... 【国保年金課】 △1,704 2 徴収事務費減 ..... 【国保年金課】 △2,797
19 負担金、補助及び交付金	△300,000	1 一般被保険者療養給付費減 ..... 【国保年金課】 △300,000
13 委託料	△6,040	1 特定健康診査事業費減 ..... 【国保年金課】 △2,970 2 特定保健指導事業費減 ..... 【国保年金課】 △3,070
13 委託料	△3,000	1 データヘルス計画推進事業費減 ..... 【国保年金課】 △3,000
19 負担金、補助及び交付金	△3,030	2 人間ドック助成事業費減 ..... 【国保年金課】 △3,030

5 総務費 10 保険給付費 27 保健事業費 30 基金積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 基金積立金	261	33,945	34,206		
5 国民健康保険事業 基金積立金	261	33,945	34,206	一般財源	33,945
歳 出 合 計	21,809,619	△289,063	21,520,556		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
25 積立金	33,945	1 国民健康保険事業基金積立金増 …………… 【国保年金課】 33,945

30 基金積立金

(議案第14号)

令和3年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和2年度  
厚木市介護保険事業特別会計  
補正予算（第2号）



議案第14号

令和2年度厚木市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度の厚木市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ461,310千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,883,554千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

1 歳 入

( 単 位 : 千 円 )

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 5 国庫支出金		2,598,054	27,500	2,625,554
	5 国庫負担金	2,367,163	27,500	2,394,663
2 0 支払基金交付金		3,646,506	27,000	3,673,506
	5 支払基金交付金	3,646,506	27,000	3,673,506
2 5 県支出金		2,013,579	5,000	2,018,579
	5 県負担金	1,890,043	5,000	1,895,043
4 0 繰入金		2,300,025	82,274	2,217,751
	5 一般会計繰入金	2,300,025	110,274	2,189,751
	1 0 基金繰入金	0	28,000	28,000
4 5 繰越金		458	484,084	484,542
	5 繰越金	458	484,084	484,542
歳 入 合 計		14,422,244	461,310	14,883,554

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 0 保険給付費		13,102,225	100,000	13,202,225
	5 介護サービス等諸費	12,080,880	70,000	12,150,880
	1 0 介護予防サービス等諸費	221,114	30,000	251,114
1 8 地域支援事業費		790,420	4,632	785,788
	1 0 包括的支援事業・任意事業費	383,942	4,632	379,310
2 5 基金積立金		142,895	224,946	367,841
	5 基金積立金	142,895	224,946	367,841
3 0 諸支出金		4,685	140,996	145,681
	5 償還金及び還付加算金	4,685	140,996	145,681
歳 出 合 計		14,422,244	461,310	14,883,554



令和2年度

厚木市介護保険事業特別会計

補正予算（第2号）に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 保険料	3,858,114
15 国庫支出金	2,598,054
20 支払基金交付金	3,646,506
25 県支出金	2,013,579
30 財産収入	331
40 繰入金	2,300,025
45 繰越金	458
50 諸収入	5,177
歳 入 合 計	14,422,244

## (歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	372,019		372,019
10 保険給付費	13,102,225	100,000	13,202,225
18 地域支援事業費	790,420	△4,632	785,788
25 基金積立金	142,895	224,946	367,841
30 諸支出金	4,685	140,996	145,681
35 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	14,422,244	461,310	14,883,554

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	3,858,114	25.9
27,500	2,625,554	17.6
27,000	3,673,506	24.7
5,000	2,018,579	13.6
	331	0.0
△82,274	2,217,751	14.9
484,084	484,542	3.3
	5,177	0.0
461,310	14,883,554	100.0

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特定財源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
					2.5
27,500	5,000		27,000	40,500	88.7
				△4,632	5.3
				224,946	2.5
				140,996	1.0
					0.0
27,500	5,000		27,000	401,810	100.0

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	2,598,054	27,500	2,625,554
5 国庫負担金	2,367,163	27,500	2,394,663
5 介護給付費負担金	2,367,163	27,500	2,394,663
20 支払基金交付金	3,646,506	27,000	3,673,506
5 支払基金交付金	3,646,506	27,000	3,673,506
5 介護給付費交付金	3,536,757	27,000	3,563,757
25 県支出金	2,013,579	5,000	2,018,579
5 県負担金	1,890,043	5,000	1,895,043
5 介護給付費負担金	1,890,043	5,000	1,895,043
40 繰入金	2,300,025	△82,274	2,217,751
5 一般会計繰入金	2,300,025	△110,274	2,189,751
5 介護給付費繰入金	1,637,387	△83,472	1,553,915
7 地域支援事業費繰入金	128,239	△5,861	122,378
9 低所得者保険料軽減繰入金	166,700	3,711	170,411
10 その他一般会計繰入金	367,699	△24,652	343,047
10 基金繰入金	0	28,000	28,000
5 介護保険事業基金繰入金	0	28,000	28,000
45 繰越金	458	484,084	484,542
5 繰越金	458	484,084	484,542
5 繰越金	458	484,084	484,542

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
5現年度分	27,500	1 介護給付費負担金増 .....	【介護福祉課】 27,500
5現年度分	27,000	1 介護給付費交付金増 .....	【介護福祉課】 27,000
5現年度分	5,000	1 介護給付費負担金増 .....	【介護福祉課】 5,000
5現年度分	△83,472	1 介護給付費繰入金減 .....	【介護福祉課】 △83,472
5現年度分	△5,861	1 地域支援事業費繰入金減 .....	【福祉総務課】 △5,861
5現年度分	3,711	1 低所得者保険料軽減繰入金増 .....	【介護福祉課】 3,711
5職員給与費等繰入金	△19,616	1 職員給与費等繰入金減 .....	【介護福祉課】 △19,616
10要介護認定等事務費繰入金	△5,036	1 要介護認定等事務費繰入金減 .....	【介護福祉課】 △5,036
5介護保険事業基金繰入金	28,000	1 介護保険事業基金繰入金 .....	【介護福祉課】 28,000
5繰越金	484,084		

1 5 国庫支出金 2 0 支払基金交付金 2 5 県支出金 4 0 繰入金 4 5 繰越金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	(繰越金)			
歳 入 合 計		14,422,244	461,310	14,883,554

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 前年度繰越金増 ..... 【介護福祉課】 484,084

4 5 繰越金

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 保険給付費	13,102,225	100,000	13,202,225		
5 介護サービス等諸費	12,080,880	70,000	12,150,880		
12 地域密着型介護サービス給付費	1,940,386	220,000	2,160,386	国庫支出金	44,000
				県支出金	27,500
				そ の 他	59,400
				一般財源	89,100
15 施設介護サービス給付費	3,824,216	△150,000	3,674,216	国庫支出金	△22,500
				県支出金	△26,250
				そ の 他	△40,500
				一般財源	△60,750
10 介護予防サービス等諸費	221,114	30,000	251,114		
5 介護予防サービス給付費	165,666	30,000	195,666	国庫支出金	6,000
				県支出金	3,750
				そ の 他	8,100
				一般財源	12,150
18 地域支援事業費	790,420	△4,632	785,788		
10 包括的支援事業・任意事業費	383,942	△4,632	379,310		
5 包括的支援事業・任意事業費	383,942	△4,632	379,310	一般財源	△4,632
25 基金積立金	142,895	224,946	367,841		
5 基金積立金	142,895	224,946	367,841		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	220,000	1 地域密着型介護サービス給付費増 …………… 【介護福祉課】 220,000
19 負担金、補助及び交付金	△150,000	1 施設介護サービス給付費減 …………… 【介護福祉課】 △150,000
19 負担金、補助及び交付金	30,000	1 介護予防サービス給付費増 …………… 【介護福祉課】 30,000
1 報酬	△3,378	1 包括的支援事業費減 …………… 【福祉総務課】 △4,632 (1) 包括的支援事業費（在宅医療・介護連携推進事業）減 △4,632
3 職員手当等	△476	
4 共済費	△658	
9 旅費	△120	

1 0 保険給付費 1 8 地域支援事業費 2 5 基金積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 介護保険事業基金 積立金	142,895	224,946	367,841	一般財源	224,946
30 諸支出金	4,685	140,996	145,681		
5 償還金及び還付加算 金	4,685	140,996	145,681		
10 償還金	1	140,996	140,997	一般財源	140,996
歳 出 合 計	14,422,244	461,310	14,883,554		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
25 積立金	224,946	1 介護保険事業基金積立金増 …………… 【介護福祉課】 224,946
23 償還金、利子及び割引料	140,996	1 国庫支出金等精算返納金増 …………… 【介護福祉課 ほか】 140,996

25 基金積立金 30 諸支出金

# 補 正 予 算 給

## 1 一般職 (1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(18) 19 人	17,517 千円	83,035 千円	72,169 千円
補 正 前	(19) 19	20,895	83,035	72,645
比 較	(△ 1) 0	△ 3,378	0	△ 476

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	2,748 千円	1,523 千円	12,623 千円	2,698 千円	10,080 千円
	補 正 前	2,748	1,523	12,623	2,698	10,080
	比 較	0	0	0	0	0

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(2) 18 人		81,281 千円	69,492 千円
補 正 前	(2) 18		81,281	69,492
比 較	(0) 0		0	0

( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	2,748 千円	1,523 千円	12,377 千円	2,698 千円	10,080 千円
	補 正 前	2,748	1,523	12,377	2,698	10,080
	比 較	0	0	0	0	0

### イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(16) 1 人	17,517 千円	1,754 千円	2,677 千円
補 正 前	(17) 1	20,895	1,754	3,153
比 較	(△ 1) 0	△ 3,378	0	△ 476

( )内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後			246 千円		
	補 正 前			246		
	比 較			0		

# 与 費 明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
172,721 <small>千円</small>	33,903 <small>千円</small>	206,624 <small>千円</small>	
176,575	34,561	211,136	
△ 3,854	△ 658	△ 4,512	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
2,316 <small>千円</small>	39,101 <small>千円</small>	1,080 <small>千円</small>
2,316	39,577	1,080
0	△ 476	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
150,773 <small>千円</small>	31,422 <small>千円</small>	182,195 <small>千円</small>	
150,773	31,422	182,195	
0	0	0	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
2,316 <small>千円</small>	36,670 <small>千円</small>	1,080 <small>千円</small>
2,316	36,670	1,080
0	0	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
21,948 <small>千円</small>	2,481 <small>千円</small>	24,429 <small>千円</small>	
25,802	3,139	28,941	
△ 3,854	△ 658	△ 4,512	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
<small>千円</small>	2,431 <small>千円</small>	<small>千円</small>
	2,907	
	△ 476	

## (2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 千円	増 減 事 由 別 内 訳	
		千円	千円
職 員 手 当 等	△ 476	制度改正に伴う増減分	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 476

## (3) 給料及び職員手当等の状況

## ア 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.175) 2.25	(1.175) 2.2	(2.35) 4.45	有	
補 正 前	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.5	有	
国の制度	(1.175) 2.25	(1.175) 2.2	(2.35) 4.45	有	

( )内は、再任用短時間勤務職員の支給率である。

説 明	備 考
会計年度任用職員(保健師)1名を配置予定だったが、正規職員(保健師)1名が増員したことによる減	

(議案第15号)

令和3年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和2年度

厚木市病院事業会計補正予算（第4号）



議案第15号

令和2年度厚木市病院事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和2年度の厚木市の病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度厚木市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（2）年間患者数			
ア 入院	94,900人	△14,600人	80,300人
イ 外来	162,810人	△14,580人	148,230人
（3）1日平均患者数			
ア 入院	260人	△40人	220人
イ 外来	670人	△60人	610人

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 病院事業収益	11,463,628千円	539,910千円	12,003,538千円
第1項 医業収益	10,100,088千円	△1,308,417千円	8,791,671千円
第2項 医業外収益	1,141,018千円	1,848,327千円	2,989,345千円
支 出			
第1款 病院事業費用	12,412,064千円	2,245千円	12,414,309千円
第1項 医業費用	11,886,254千円	2,245千円	11,888,499千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	810,944千円	114,529千円	925,473千円
第1項 負担金	562,935千円	11,794千円	574,729千円
第4項 基金繰入金	62,007千円	5,100千円	67,107千円
第6項 補助金	0千円	97,635千円	97,635千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,205,503千円	11,794千円	1,217,297千円
第4項 投資	89,514千円	11,794千円	101,308千円

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

令和2年度  
厚木市病院事業会計  
補正予算（第4号）に関する説明書

## 令和2年度厚木市病院事業会計 補正予算実施計画

### 収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			11,463,628	539,910	12,003,538	
	1 医業収益		10,100,088	△ 1,308,417	8,791,671	
		1 入院収益	5,997,680	△ 922,720	5,074,960	入院診療収益
		2 外来収益	2,881,737	△ 435,942	2,445,795	外来診療収益
		3 他会計負担金	1,016,314	50,245	1,066,559	一般会計負担金
	2 医業外収益		1,141,018	1,848,327	2,989,345	
		2 補助金	357,317	1,848,327	2,205,644	国・県補助金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			12,412,064	2,245	12,414,309	
	1 医業費用		11,886,254	2,245	11,888,499	
		1 給与費	5,849,861	2,245	5,852,106	退職給付費

### 資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的收入			810,944	114,529	925,473	
	1 負担金		562,935	11,794	574,729	
		1 他会計負担金	562,935	11,794	574,729	一般会計負担金
	4 基金繰入金		62,007	5,100	67,107	
		1 基金繰入金	62,007	5,100	67,107	退職手当基金
	6 補助金		0	97,635	97,635	
		1 補助金	0	97,635	97,635	県補助金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			1,205,503	11,794	1,217,297	
	4 投資		89,514	11,794	101,308	
		2 基金積立金	67,914	11,794	79,708	病院整備基金

# 令和2年度厚木市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業 務 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	
	当年度純利益	△ 410,796
	減価償却費	1,169,930
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	453
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 9,803
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	35,279
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	13,717
	固定資産除却費	20,000
	固定資産売却損	1
	長期前受金戻入額	△ 427,351
	その他	40,720
	受取利息及び受取配当金	△ 2
	支払利息	109,772
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 216,452
	未払金の増減額 (△は減少)	13,729
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,800
	小計	340,997
	受取利息及び受取配当金	2
	利息の支払額	△ 109,772
	業務活動によるキャッシュ・フロー	231,227
2	投 資 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 313,606
	有形固定資産の売却による収入	1
	貸付金による支出	△ 21,600
	貸付金の回収による収入	1
	補助金による収入	97,635
	一般会計からの繰入金による収入	574,729
	基金積立による支出	△ 79,708
	基金取崩しによる収入	67,107
	投資活動によるキャッシュ・フロー	324,559
3	財 務 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	186,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 674,070
	他会計借入金の返済による支出	△ 33,240
	リース債務返済による支出	△ 60,355
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 581,665
	資金増加額 (△は減少)	△ 25,879
	資金期首残高	867,412
	資金期末残高	841,533

# 補正予算給

## 1 総括

区 分		職 員 数		給	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
補 正 後	損益勘定支弁職員	11	(228) 572	223	2,407,356
	資本勘定支弁職員				
	計	11	(228) 572	223	2,407,356
補 正 前	損益勘定支弁職員	11	(228) 572	223	2,407,356
	資本勘定支弁職員				
	計	11	(228) 572	223	2,407,356
比 較	損益勘定支弁職員	0	(0) 0	0	0
	資本勘定支弁職員				
	計	0	(0) 0	0	0

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	48,108	49,863	352,897	68,397	124,619	336,745
	補正前	48,108	49,863	352,897	68,397	124,619	336,745
	比 較	0	0	0	0	0	0

# 与 費 明 細 書

与 費			法定福利費	合 計	備 考
賃 金	職員手当等	計			
千円 0	千円 2,597,489	千円 5,005,068	千円 847,038	千円 5,852,106	
0	2,597,489	5,005,068	847,038	5,852,106	
0	2,595,244	5,002,823	847,038	5,849,861	
0	2,595,244	5,002,823	847,038	5,849,861	
0	2,245	2,245	0	2,245	
0	2,245	2,245	0	2,245	

時間外勤務 手 当	宿日直手当	管理職手当	期 末 勤 勉 手 当	退職給付費	児 童 手 当
千円 334,718	千円 157,999	千円 67,727	千円 910,719	千円 123,164	千円 22,533
334,718	157,999	67,727	910,719	120,919	22,533
0	0	0	0	2,245	0

## 補 正 予 算 給

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
補 正 後	損益勘定支弁職員	11	(7) 500	223	1,912,414
	資本勘定支弁職員				
	計	11	(7) 500	223	1,912,414
補 正 前	損益勘定支弁職員	11	(7) 500	223	1,912,414
	資本勘定支弁職員				
	計	11	(7) 500	223	1,912,414
比 較	損益勘定支弁職員	0	(0) 0	0	0
	資本勘定支弁職員				
	計	0	(0) 0	0	0

( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	48,108	32,784	283,605	68,397	124,619	336,745
補正前	48,108	32,784	283,605	68,397	124,619	336,745	
比 較	0	0	0	0	0	0	

### 2 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳
職員手当等	2,245	その他の増減分 2,245

# 与 費 明 細 書

与 費			法定福利費	合 計	備 考
賃 金	職員手当等	計			
千円 0	千円 2,291,509	千円 4,204,146	千円 770,558	千円 4,974,704	
0	2,291,509	4,204,146	770,558	4,974,704	
0	2,289,264	4,201,901	770,558	4,972,459	
0	2,289,264	4,201,901	770,558	4,972,459	
0	2,245	2,245	0	2,245	
0	2,245	2,245	0	2,245	

時間外勤務手 当	宿日直手当	管理職手当	期 末 勤 勉 手 当	退職給付費	児 童 手 当
千円 304,385	千円 46,119	千円 67,727	千円 838,862	千円 117,625	千円 22,533
304,385	46,119	67,727	838,862	115,380	22,533
0	0	0	0	2,245	0

説 明	備 考
普通退職者増による退職給付費の増	

# 令和2年度厚木市病院事業予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

## 資産の部

(単位:千円)

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 土地		2,980,808	
	ロ 建物	13,816,812		
	減価償却累計額	<u>△ 2,694,120</u>	11,122,692	
	ハ 構築物	545,355		
	減価償却累計額	<u>△ 42,707</u>	502,648	
	ニ 器械備品	5,431,638		
	減価償却累計額	<u>△ 3,814,660</u>	1,616,978	
	ホ 車両	11,583		
	減価償却累計額	<u>△ 5,270</u>	6,313	
	ヘ リース資産	129,948		
	減価償却累計額	<u>△ 11,974</u>	117,974	
	有形固定資産合計			16,347,413
(2)	無形固定資産			
	イ 電話加入権		<u>1,448</u>	
	無形固定資産合計			1,448
(3)	投資その他の資産			
	イ 長期貸付金		57,359	
	ロ 基金			
	(イ) 退職手当基金	116,781		
	(ロ) 病院整備基金	<u>61,699</u>		
	基金合計		178,480	
	ハ 長期前払消費税		<u>964,074</u>	
	投資その他の資産合計			<u>1,199,913</u>
	固定資産合計			17,548,774
2	流動資産			
(1)	現金預金		841,533	
(2)	未収金		1,578,069	
(3)	貯蔵品		52,935	
(4)	貸倒引当金		<u>△ 2,187</u>	
	流動資産合計			<u>2,470,350</u>
	資産合計			<u><u>20,019,124</u></u>

負債の部

(単位:千円)

3	固定負債			
(1)	企業債		14,880,921	
(2)	他会計借入金		2,214,133	
(3)	リース債務		73,821	
(4)	引当金			
	イ修繕引当金	28,886		
	ロ退職給付引当金	782,057		
	引当金合計		<u>810,943</u>	
	固定負債合計			17,979,818
4	流動負債			
(1)	企業債		713,701	
(2)	他会計借入金		33,287	
(3)	リース債務		61,978	
(4)	未払金		820,265	
(5)	前受金		2,750	
(6)	預り金		5,220	
(7)	引当金			
	イ賞与引当金	281,992		
	ロ法定福利費引当金	81,167		
	引当金合計		<u>363,159</u>	
	流動負債合計			2,000,360
5	繰延収益			
(1)	長期前受金		3,227,207	
(2)	長期前受金収益化累計額		<u>△ 2,105,652</u>	
	繰延収益合計			<u>1,121,555</u>
	負債合計			<u>21,101,733</u>

資本の部

(単位:千円)

6	資本金			4,034,683
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ受贈財産評価額	2,924,458		
	資本剰余金合計		<u>2,924,458</u>	
(2)	利益剰余金			
	イ減債積立金	62,000		
	ロ当年度未処理欠損金	8,103,750		
	利益剰余金合計		<u>△ 8,041,750</u>	
	剰余金合計			<u>△ 5,117,292</u>
	資本合計			<u>△ 1,082,609</u>
	負債資本合計			<u>20,019,124</u>

## 注記（令和2年度）

### I 重要な会計方針

#### 1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 総平均法による原価法による。

#### 2 減価償却の会計処理方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

主な耐用年数

建物 6～46年

構築物 35年

器械備品 3～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法による。なお、自己利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づいている。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

#### 3 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、一般会計が負担すると見込まれる額を除く。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

##### (3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度に負担すべき支出見込額を計上している。

##### (4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

#### 4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。なお、控除対象外消費税等については、当年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

## II 予定キャッシュ・フロー計算書

### 重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 129,110 千円、142,021 千円である。

## III 予定貸借対照表

### 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債のうち、他会計が負担すると見込まれる額は 5,497,311 千円である。

## IV セグメント情報

当院の事業は、単一セグメントであるため、記載を省略している。

## V リース契約により使用する固定資産

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

## VI その他

### 退職給付引当金の取崩しについて

当年度において、退職手当として 109,447 千円を支給するため、退職給付引当金 70,177 千円を使用する。なお、一般会計が負担する額 39,270 千円については、退職給付費から支出する。

## 令和2年度厚木市病院事業 収益の収入

### 収入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益	11,463,628	539,910	12,003,538
1 医業収益	10,100,088	△ 1,308,417	8,791,671
1 入院収益	5,997,680	△ 922,720	5,074,960
2 外来収益	2,881,737	△ 435,942	2,445,795
3 他会計負担金	1,016,314	50,245	1,066,559
2 医業外収益	1,141,018	1,848,327	2,989,345
2 補助金	357,317	1,848,327	2,205,644

### 支出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用	12,412,064	2,245	12,414,309
1 医業費用	11,886,254	2,245	11,888,499
1 給与費	5,849,861	2,245	5,852,106

## 資本の収入

### 収入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の収入	810,944	114,529	925,473
1 負担金	562,935	11,794	574,729
1 他会計負担金	562,935	11,794	574,729
4 基金繰入金	62,007	5,100	67,107
1 基金繰入金	62,007	5,100	67,107
6 補助金	0	97,635	97,635
1 補助金	0	97,635	97,635

### 支出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の支出	1,205,503	11,794	1,217,297
4 投資	89,514	11,794	101,308
2 基金積立金	67,914	11,794	79,708

# 会計補正予算実施計画説明書 及び支出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
入院収益	△ 922,720	
外来収益	△ 435,942	
他会計負担金	50,245	感染症医療、退職手当分
国庫補助金	22,000	救急・周産期・小児医療機関体制確保事業補助金
県補助金	1,826,327	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金等

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
退職給付費	2,245	退職給付費

## 及び支出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
他会計負担金	11,794	一般会計負担金
基金繰入金	5,100	退職手当基金
県補助金	97,635	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
基金積立金	11,794	病院整備基金

(議案第16号)

令和3年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）

令和2年度  
厚木市公共下水道事業会計  
補正予算（第3号）



議案第16号

令和2年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度の厚木市の公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度厚木市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	6,494,660千円	△58,566千円	6,436,094千円
第1項 営業収益	3,810,126千円	△21,508千円	3,788,618千円
第2項 営業外収益	2,684,534千円	△37,058千円	2,647,476千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	6,351,875千円	△113,453千円	6,238,422千円
第1項 営業費用	5,731,811千円	△49,161千円	5,682,650千円
第2項 営業外費用	472,347千円	△21,886千円	450,461千円
第3項 特別損失	137,717千円	△42,406千円	95,311千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,363,935千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額113,855千円、引継金443,872千円及び当年度分損益勘定留保資金806,208千円で補てんするものとする)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,024,156千円	44,700千円	2,068,856千円
第1項 企業債	1,233,700千円	24,700千円	1,258,400千円
第2項 国庫補助金	491,500千円	20,000千円	511,500千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,392,375千円	40,416千円	3,432,791千円
第1項 建設改良費	1,438,732千円	29,007千円	1,467,739千円
第2項 固定資産購入費	133,768千円	15,809千円	149,577千円
第3項 企業債償還金	1,819,785千円	△4,400千円	1,815,385千円

(継続費の補正)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

補正前

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業	100,000 <sup>千円</sup>	令和元年度	70,000 <sup>千円</sup>
				令和2年度	30,000
		下水道総合地震対策ポンプ場耐震化事業	55,500	令和元年度	39,000
				令和2年度	16,500

補正後

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業	86,630 <sup>千円</sup>	令和元年度	70,000 <sup>千円</sup>
				令和2年度	16,630
		下水道総合地震対策ポンプ場耐震化事業	42,877	令和元年度	39,000
				令和2年度	3,877

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
公共下水道事業	857,500 <sup>千円</sup>	866,400 <sup>千円</sup>
流域下水道事業	126,200	142,000
計	1,233,700	1,258,400

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良



令和2年度  
厚木市公共下水道事業会計  
補正予算（第3号）に関する説明書

# 令和2年度厚木市公共下水道事業会計補正予算実施計画

## 収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			6,494,660	△ 58,566	6,436,094	
	1 営業収益		3,810,126	△ 21,508	3,788,618	
		2 雨水処理負担金	610,914	△ 21,508	589,406	
	2 営業外収益		2,684,534	△ 37,058	2,647,476	
		2 他会計負担金	72,718	△ 12,148	60,570	
		7 長期前受金戻入	2,597,488	△ 24,910	2,572,578	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			6,351,875	△ 113,453	6,238,422	
	1 営業費用		5,731,811	△ 49,161	5,682,650	
		2 台帳調製費	7,094	△ 2,530	4,564	
		6 水質規制費	39,954	△ 24,000	15,954	
		8 総係費	125,992	△ 10,000	115,992	
		10 減価償却費	3,850,766	△ 7,700	3,843,066	
		11 資産減耗費	27,826	△ 4,931	22,895	
	2 営業外費用		472,347	△ 21,886	450,461	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	388,542	△ 35,627	352,915	
		2 消費税及び地方 消費税	83,805	13,741	97,546	
	3 特別損失		137,717	△ 42,406	95,311	
5 その他特別損失		137,217	△ 42,406	94,811		

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			2,024,156	44,700	2,068,856	
	1 企業債		1,233,700	24,700	1,258,400	
		1 企業債	1,233,700	24,700	1,258,400	
	2 国庫補助金		491,500	20,000	511,500	
		1 国庫補助金	491,500	20,000	511,500	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			3,392,375	40,416	3,432,791	
	1 建設改良費		1,438,732	29,007	1,467,739	
		1 管渠建設費	1,270,160	41,630	1,311,790	
		4 ポンプ場改良費	16,500	△ 12,623	3,877	
	2 固定資産購入費		133,768	15,809	149,577	
		2 無形固定資産購入費	127,946	15,809	143,755	
	3 企業債償還金		1,819,785	△ 4,400	1,815,385	
		1 企業債償還金	1,819,785	△ 4,400	1,815,385	



令和 2 年度厚木市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和 2 年 4 月 1 日 から令和 3 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	129,334,000
	減価償却費	3,843,066,000
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	22,200,000
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	11,237,000
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	2,203,000
	固定資産除却費	22,895,000
	長期前受金戻入額	△ 2,572,578,000
	資本的収支に係る控除対象外消費税額	△ 129,307,000
	受取利息	△ 1,000
	支払利息	358,131,000
	未収金の増減額 (△は増加)	20,133,785
	未払金の増減額 (△は減少)	69,848,046
	その他流動負債の増減額 (△は減少)	750,000
	小計	1,777,911,831
	利息の受取額	1,000
	利息の支払額	△ 352,849,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,425,063,831
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,937,811,000
	無形固定資産の取得による支出	△ 130,686,000
	国庫補助金による収入	810,965,000
	負担金による収入	4,243,000
	一般会計からの繰入金による収入	295,256,000
	受益者負担金等の返還による支出	△ 90,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 958,123,000
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,607,100,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,815,385,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 208,285,000
	資金増減額 (△は減少)	258,655,831
	資金期首残高	443,989,360
	資金期末残高	702,645,191

継 続 費 に 関 す る

款	項	事業名	全 体 計						
			年 度	補 正 区 分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
						国 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他	
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	公 共 下 水 道 整 備 事 業	令 和 元 年 度		70,000	35,000	35,000		
			令 和 2 年 度	補 正 前	30,000		30,000		
				補 正 額	△ 13,370		△ 13,400		
				補 正 後	16,630		16,600		
			計	補 正 前	100,000	35,000	65,000		
				補 正 額	△ 13,370		△ 13,400		
				補 正 後	86,630	35,000	51,600		
			下 水 道 総 合 地 震 対 策 ポ ン プ 場 耐 震 化 事 業	令 和 元 年 度		39,000	19,500	18,500	1,000
				令 和 2 年 度	補 正 前	16,500		16,000	500
		補 正 額			△ 12,623		△ 12,700		
		補 正 後			3,877		3,300	500	
		計		補 正 前	55,500	19,500	34,500	1,500	
				補 正 額	△ 12,623		△ 12,700		
				補 正 後	42,877	19,500	21,800	1,500	

調 書 ( 補 正 )

(単位：千円・%)

画	平成30年度末 までの支払 義務発生額	令和元年度末 までの支払 義務発生額	令和2年度 支払義務 発生予定額	令和2年度末 までの支払 義務発生 予定額	令和3年度 以降の 支払義務 発生予定額	継続費の 総額に 対する 率
損益勘定 留保資金		31,110		31,110		35.9
			68,890	68,890		64.1
30			△ 13,370	△ 13,370		
30			55,520	55,520		
		31,110	68,890	100,000		100.0
30			△ 13,370	△ 13,370		
30		31,110	55,520	86,630		
		28,960		28,960		67.5
			26,540	26,540		32.5
77			△ 12,623	△ 12,623		
77			13,917	13,917		
		28,960	26,540	55,500		100.0
77			△ 12,623	△ 12,623		
77		28,960	13,917	42,877		

令和2年度厚木市公共下水道事業予定貸借対照表  
(令和3年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		764,657,124	
ロ 建物	592,058,537		
減価償却累計額	△ 31,715,000	560,343,537	
ハ 構築物	82,729,635,629		
減価償却累計額	△ 3,523,762,000	79,205,873,629	
ニ 機械及び装置	557,320,264		
減価償却累計額	△ 43,498,000	513,822,264	
ホ 車両及び運搬具		298,500	
ヘ 工具、器具及び備品	18,133,061		
減価償却累計額	△ 1,934,000	16,199,061	
ト 建設仮勘定		1,526,104,116	
有形固定資産合計			82,587,298,231

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア		4,468,538	
ロ 施設利用権		3,521,993,686	
無形固定資産合計			3,526,462,224

(3) 投資その他の資産

イ 出資金		7,830,000	
ロ 破産更生債権等	15,958		
破産更生債権等 貸倒引当金	△ 15,958	0	
投資その他の資産合計			7,830,000
固定資産合計			86,121,590,455

2 流動資産

(1) 現金及び預金

(2) 未収金

未収金貸倒引当金	△ 22,184,042	561,945,958	
流動資産合計			1,264,591,149

資産合計

87,386,181,604

負 債 の 部			
3	固定負債		
	(1) 企業債		
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	18,495,391,071	
	企業債合計	<u>18,495,391,071</u>	
	固定負債合計		18,495,391,071
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	1,711,373,789	
	企業債合計	1,711,373,789	
	(2) 未払金		486,506,000
	(3) 預り金		750,000
	(4) 未払費用		5,282,000
	(5) 引当金		
	イ 賞与引当金	14,737,000	
	ロ 法定福利費引当金	2,886,000	
	引当金合計	<u>17,623,000</u>	
	流動負債合計		2,221,534,789
5	繰延収益		
	(1) 長期前受金	55,021,544,385	
	収益化累計額	<u>△ 2,572,578,000</u>	52,448,966,385
	(2) 建設仮勘定長期前受金		<u>702,111,549</u>
	繰延収益合計		53,151,077,934
	負債合計		73,868,003,794
資 本 の 部			
6	資本金		12,911,401,756
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 受贈財産評価額	380,842,054	
	ロ 国庫補助金	96,600,000	
	資本剰余金合計		477,442,054
	(2) 利益剰余金		
	イ 当年度未処分利益剰余金	<u>129,334,000</u>	
	利益剰余金合計		<u>129,334,000</u>
	剰余金合計		<u>606,776,054</u>
	資本合計		<u>13,518,177,810</u>
	負債資本合計		<u>87,386,181,604</u>

## 注記

### 1 重要な会計方針に係る事項に関する事項

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ア 有形固定資産

###### (ア) 減価償却の方法

定額法

###### (イ) 主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 50年

機械及び装置 15～20年

工具、器具及び備品 5～10年

##### イ 無形固定資産

###### (ア) 減価償却の方法

定額法

###### (イ) 主な耐用年数

ソフトウェア 5年

施設利用権 35年

#### (2) 引当金の計上方法

##### ア 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

##### イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部について予算措置を行うこととなっているため、退職給付引当金は計上していない。

##### ウ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給並びにそれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度末の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

#### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理としている。

#### (4) その他

令和2年度から、公共下水道事業に地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計基準に基づいて財務諸表等を作成している。

### 2 予定キャッシュ・フロー計算書に関する事項

#### 重要な非資金取引に関する事項

当年度、新たに取得する受贈財産の見込額として、資産及び負債に1,278,724,000円を計上している。

3 予定貸借対照表に関する事項

企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は11,812,008,946円である。

4 セグメント情報に関する事項

厚木市公共下水道事業会計は、公共下水道事業のみを運営しているため、報告セグメントは単一としており、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産に関する事項

(1) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1,813,680円
1年超	6,499,020円
計	8,312,700円

令和2年度厚木市公共下水道

収益的収入

収入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益	6,494,660	△ 58,566	6,436,094
1 営業収益	3,810,126	△ 21,508	3,788,618
2 雨水処理負担金	610,914	△ 21,508	589,406
2 営業外収益	2,684,534	△ 37,058	2,647,476
2 他会計負担金	72,718	△ 12,148	60,570
7 長期前受金戻入	2,597,488	△ 24,910	2,572,578

支出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用	6,351,875	△ 113,453	6,238,422
1 営業費用	5,731,811	△ 49,161	5,682,650
2 台帳調製費	7,094	△ 2,530	4,564
6 水質規制費	39,954	△ 24,000	15,954
8 総係費	125,992	△ 10,000	115,992
10 減価償却費	3,850,766	△ 7,700	3,843,066
11 資産減耗費	27,826	△ 4,931	22,895
2 営業外費用	472,347	△ 21,886	450,461
1 支払利息及び企業債取扱諸費	388,542	△ 35,627	352,915
2 消費税及び地方消費税	83,805	13,741	97,546
3 特別損失	137,717	△ 42,406	95,311
5 その他特別損失	137,217	△ 42,406	94,811

# 事業会計補正予算明細書

## 及び支出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 雨水処理負担金	△ 21,508	
1 一般会計負担金	△ 12,148	
1 国庫補助金長期前受金戻入	2,087	
2 県補助金長期前受金戻入	274	
4 分担金及び負担金長期前受金戻入	△ 57	
5 他会計負担金長期前受金戻入	△ 28,473	
8 受贈財産評価額長期前受金戻入	1,259	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
21 委託料	△ 2,530	
21 委託料	△ 24,000	
21 委託料	△ 10,000	
1 有形固定資産減価償却費	△ 7,419	
2 無形固定資産減価償却費	△ 281	
1 有形固定資産除却費	△ 4,931	
1 企業債利息	△ 35,627	
1 消費税及び地方消費税	13,741	
1 その他特別損失	△ 42,406	その他特別損失減 △ 42,406

## 資本的収入

## 収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入	2,024,156	44,700	2,068,856
1 企業債	1,233,700	24,700	1,258,400
1 企業債	1,233,700	24,700	1,258,400
2 国庫補助金	491,500	20,000	511,500
1 国庫補助金	491,500	20,000	511,500

## 支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	3,392,375	40,416	3,432,791
1 建設改良費	1,438,732	29,007	1,467,739
1 管渠建設費	1,270,160	41,630	1,311,790
4 ポンプ場改良費	16,500	△ 12,623	3,877
2 固定資産購入費	133,768	15,809	149,577
2 無形固定資産購入費	127,946	15,809	143,755
3 企業債償還金	1,819,785	△ 4,400	1,815,385
1 企業債償還金	1,819,785	△ 4,400	1,815,385

及び支出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 企業債（建設改良）	24,700	公共下水道事業債増 8,900 流域下水道事業債増 15,800
1 国庫補助金	20,000	社会資本整備総合交付金増 20,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23 工事請負費	41,630	公共下水道整備事業費増 55,000 公共下水道整備事業費（継続費）減 △ 13,370
23 工事請負費	△ 12,623	下水道総合地震対策ポンプ場耐震化事業費 （継続費）減 △ 12,623
4 施設利用権	15,809	相模川流域下水道建設事業費負担金増 15,809
2 企業債償還金（準建設改良）	△ 4,400	公営企業会計適用債償還金減 △ 4,400

議案第17号

厚木市建築関係手数料条例について

厚木市建築関係手数料条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

厚木市手数料条例の見直しに伴い、建築関係の手数料に係る規定を整理し、新たな条例として整備するため、本条例を制定する。

## 厚木市建築関係手数料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する事務その他建築関係事務に係る手数料の徴収については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の徴収等)

第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1件についての金額とする。

- (1) 建築基準法に関する事務 別表第1
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に関する事務 別表第2
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関する事務 別表第3
- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に関する事務 別表第4
- (5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に関する事務 別表第5
- (6) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に関する事務 別表第6

2 手数料は、確認、許可、検査等の申請の際に徴収する。

3 既納の手数料は、還付しない。

(郵便による送付)

第3条 郵便により許可通知書その他の書類の送付を求めようとする者からは、前条に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。

(手数料の減免)

第4条 第2条の規定にかかわらず、市長は、規則で定めるところにより、手数料を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(厚木市手数料条例の一部改正)

2 厚木市手数料条例（平成12年厚木市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表建築基準法（昭和25年法律第201号）に関する事務の項から建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）

に関する事務の項までを削り、同表狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に関する事務の項中「次項第104号から第107号まで」を「次項第40号から第43号まで」に改め、同表道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に関する事務の項中「次項第108号」を「次項第44号」に改め、同表租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に関する事務の項中「次項第109号から第112号まで」を「次項第45号から第48号まで」に改め、同表住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に関する事務の項中「次項第113号から第115号まで」を「次項第49号から第51号まで」に改め、同表都市計画法（昭和43年法律第100号）に関する事務の項中「次項第116号から第122号まで」を「次項第52号から第58号まで」に改め、同表計量法（平成4年法律第51号）に関する事務の項中「次項第123号及び第124号」を「次項第59号及び第60号」に改め、同表密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に関する事務の項を削り、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する事務の項中「次項第126号から第128号まで」を「次項第61号から第63号まで」に改め、同表マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に関する事務の項を削り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に関する事務の項中「次項第130号」を「次項第64号」に改め、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に関する事務の項中「次項第131号」を「次項第65号」に改め、同条第2項中第40号から第103号までを削り、第104号を第40号とし、第105号から第124号までを64号ずつ繰り上げ、第125号を削り、第126号を第61号とし、第127号を第62号とし、第128号を第63号とし、第129号を削り、第130号を第64号とし、第131号を第65号とする。

第3条中「前条第2項第123号」を「前条第2項第59号」に改める。

別表第1（第2条関係）

番号	事務	金額
1	建築物に関する確認の申請及び計画の通知（以下「確認の申請等」という。）に対する審査	<p>(1) 確認の申請等に係る計画に昇降機に係る部分が含まれない場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以下 1万円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下 1万8,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下 2万8,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下 3万6,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下 6万6,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下 9万3,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下 16万円</p> <p>ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下 28万円</p> <p>ケ 床面積の合計が1万平方メートルを超え3万平方メートル以下 37万円</p> <p>コ 床面積の合計が3万平方メートルを超え5万平方メートル以下 46万円</p> <p>サ 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 90万円</p> <p>(2) 確認の申請等に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合 前号アからサまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額に、昇降機1基につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</p> <p>ア 昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。） 1万7,000円（小荷物専用昇降機については、8,000円）</p> <p>イ 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 1万円（小荷物専用昇降機については、5,000円）</p>
2	建築設備に関する確認の申請等に対する審査	(1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 1万7,000円（小荷物専用昇降機については、8,000円）

		(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1万円（小荷物専用昇降機については、5,000円）
3	工作物に関する確認の申請等に対する審査	(1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。） 1万5,000円 (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 9,000円
4	建築物に関する完了検査の申請及び完了の通知（以下「完了検査申請等」という。）に対する完了検査	(1) 完了検査申請等に係る計画に昇降機に係る部分が含まれない場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が30平方メートル以下 1万6,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下 1万9,000円 ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下 2万5,000円 エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下 3万4,000円 オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下 5万8,000円 カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下 7万8,000円 キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下 12万円 ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下 19万円 ケ 床面積の合計が1万平方メートルを超え3万平方メートル以下 24万円 コ 床面積の合計が3万平方メートルを超え5万平方メートル以下 30万円 サ 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 61万円 (2) 完了検査申請等に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合 前号アからサまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額に、昇降機1基につき、2万1,000円（小荷物専用昇降機については、1万3,000円）を加えた金額

		<p>(3) 完了検査申請等に係る計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為である場合 前2号の規定により算定した手数料の金額に、次に掲げる非住宅部分（同項に規定する非住宅部分をいう。別表第4において同じ。）（建築物の用途が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第10条第1号に規定する工場等（以下「工場等」という。）の部分を除く。）の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満 1万9,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 2万6,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 3万8,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 9万5,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 14万円</p> <p>カ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 18万円</p> <p>キ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 22万円</p>
5	建築設備に関する完了検査申請等に対する完了検査	2万1,000円（小荷物専用昇降機については、1万3,000円）
6	工作物に関する完了検査申請等に対する完了検査	1万5,000円
7	中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等に対する完了検査	<p>(1) 完了検査申請等に係る計画に昇降機に係る部分が含まれない場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以下 1万5,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下 1万8,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下 2万4,000円</p>

		<p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下 3万1,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下 5万5,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下 7万5,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下 11万円</p> <p>ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下 18万円</p> <p>ケ 床面積の合計が1万平方メートルを超え3万平方メートル以下 23万円</p> <p>コ 床面積の合計が3万平方メートルを超え5万平方メートル以下 29万円</p> <p>サ 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 60万円</p> <p>(2) 完了検査申請等に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合 前号アからサまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額に、昇降機1基につき、2万1,000円（小荷物専用昇降機については、1万3,000円）を加えた金額</p>
8	建築物に関する中間検査の申請及び特定工程終了の通知に対する中間検査	<p>(1) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以下 1万5,000円</p> <p>(2) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下 1万8,000円</p> <p>(3) 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下 2万3,000円</p> <p>(4) 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下 3万2,000円</p> <p>(5) 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下 5万2,000円</p> <p>(6) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下 7万円</p> <p>(7) 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下 10万円</p> <p>(8) 中間検査を行う部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下 16万円</p> <p>(9) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え3万平方メートル以下 21万円</p> <p>(10) 中間検査を行う部分の床面積の合計が3万平方メートルを超え5万平方メートル以下 26万円</p>

		(11) 中間検査を行う部分の床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 53万円
9	道路の位置の指定の申請に対する審査	5万円
10	道路の位置の指定の変更又は廃止の申請に対する審査	3万円
11	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	12万円
12	建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する審査	2万7,000円
13	建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査	3万3,000円
14	公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審査	3万3,000円
15	道路内における建築の認定の申請に対する審査	2万7,000円
16	公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請に対する審査	16万円
17	壁面線外における建築の許可の申請に対する審査	16万円

18	用途地域における建築等の許可の申請に対する審査	18万円
19	特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	16万円
20	建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	16万円
21	建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	3万3,000円
22	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	3万3,000円
23	建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	16万円
24	建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	2万7,000円
25	建築物の高さの許可の申請に対する審査	16万円
26	日影による建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	16万円
27	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円

28	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	16万円
29	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	16万円
30	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	16万円
31	再開発等促進区等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円
32	再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	16万円

33	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円
34	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	16万円
35	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円

36	地区計画等の区域における建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積に関する特例の認定の申請に対する審査	2万7,000円
37	予定道路に係る建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	16万円
38	仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(1) 次号に掲げるもの以外のもの 12万円 (2) 1年を超えて使用する特別の必要があるもの 16万円
39	一の敷地とみなす一団地内の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	(1) 建築物の数が1又は2である場合 7万8,000円 (2) 建築物の数が3以上である場合 7万8,000円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た金額を加算した金額
40	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項及び42の項において同じ。）の数が1である場合 7万8,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た金額を加算した金額
41	一の敷地とみなす一団地内の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	(1) 建築物の数が1又は2である場合 22万円 (2) 建築物の数が3以上である場合 22万円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た金額を加算した金額
42	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	(1) 建築物の数が1である場合 22万円 (2) 建築物の数が2以上である場合 22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た金額を加算した金額

43	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項及び次の項において同じ。）の数が1である場合 7万8,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た金額を加算した金額
44	一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	(1) 建築物の数が1である場合 22万円 (2) 建築物の数が2以上である場合 22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た金額を加算した金額
45	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	(1) 建築物（一敷地内許可建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合 22万円 (2) 建築物の数が2以上である場合 22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た金額を加算した金額
46	一の敷地とみなすことの認定又は許可の取消しの申請に対する審査	6,400円に現に存する建築物の数に1万2,000円を乗じて得た金額を加算した金額
47	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円
48	既存不適格建築物における2以上の工事（用途の変更に伴う工事を含む。次の項において同じ。）の全体計画の認定の申請に対する審査	12万円

49	既存不適格建築物における2以上の工事の全体計画の変更認定の申請に対する審査	12万円
50	建築物の用途を変更して一時的に他の用途とする建築物の使用の許可の申請に対する審査	(1) 次号に掲げるもの以外のもので用途を変更する場合 12万円 (2) 1年を超えて使用する特別の必要があるものとして用途を変更する場合 16万円

別表第2（第2条関係）

番号	事務	金額
1	長期優良住宅建築等計画（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号。以下「基準告示」という。）において新築基準の適用を受けるものに限る。）の認定の申請に対する審査	(1) 当該申請（あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）を受けたものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合 6,000円 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の場合 1住戸につき、次に掲げる共同住宅等の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、当該住戸のうち同時に当該申請を行う住戸の合計数（以下「同時申請住戸数」という。）で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） (ア) 住戸の総数が6戸未満の場合 1万2,000円 (イ) 住戸の総数が6戸以上11戸未満の場合 2万1,000円 (ウ) 住戸の総数が11戸以上31戸未満の場合 3万1,000円 (エ) 住戸の総数が31戸以上51戸未満の場合 5万8,000円

- (オ) 住戸の総数が51戸以上101戸未満の場合 9万9,000円
  - (カ) 住戸の総数が101戸以上201戸未満の場合 16万円
  - (キ) 住戸の総数が201戸以上301戸未満の場合 20万円
  - (ク) 住戸の総数が301戸以上の場合 21万円
- (2) 当該申請（あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を受けたもの（基準告示第3に適合する場合（基準告示第3の2の(2)①による場合を除く。）に限る。）に限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合
- ア 一戸建ての住宅の場合 1万5,000円
  - イ 共同住宅等の場合 1住戸につき、次に掲げる共同住宅等の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、同時申請住戸数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
    - (ア) 住戸の総数が6戸未満の場合 5万7,000円
    - (イ) 住戸の総数が6戸以上11戸未満の場合 9万2,000円
    - (ウ) 住戸の総数が11戸以上31戸未満の場合 17万円
    - (エ) 住戸の総数が31戸以上51戸未満の場合 30万円
    - (オ) 住戸の総数が51戸以上101戸未満の場合 45万円
    - (カ) 住戸の総数が101戸以上201戸未満の場合 83万円
    - (キ) 住戸の総数が201戸以上301戸未満の場合 110万円
    - (ク) 住戸の総数が301戸以上の場合 140万円
- (3) 当該申請（あらかじめ技術的審査又は住宅性能評価を受けたものを除く。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合
- ア 一戸建ての住宅の場合 4万5,000円

		<p>イ 共同住宅等の場合 1住戸につき、次に掲げる共同住宅等の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、同時申請住戸数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 住戸の総数が6戸未満の場合 11万円</p> <p>(イ) 住戸の総数が6戸以上11戸未満の場合 17万円</p> <p>(ウ) 住戸の総数が11戸以上31戸未満の場合 34万円</p> <p>(エ) 住戸の総数が31戸以上51戸未満の場合 60万円</p> <p>(オ) 住戸の総数が51戸以上101戸未満の場合 100万円</p> <p>(カ) 住戸の総数が101戸以上201戸未満の場合 190万円</p> <p>(キ) 住戸の総数が201戸以上301戸未満の場合 270万円</p> <p>(ク) 住戸の総数が301戸以上の場合 340万円</p> <p>(4) 当該申請に併せた確認の申請等に対する審査の申出がある場合 1住戸につき、前3号の規定により算定した手数料の金額に、建築物の床面積の合計に応じ別表第1の1の項の規定により算定した手数料の金額を当該確認の申請等に対する審査の申出に係る住戸の合計数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた金額</p>
2	<p>長期優良住宅建築等計画（基準告示において新築基準の適用を受けるものに限る。）の変更認定の申請に対する審査</p>	<p>(1) 当該申請（あらかじめ技術的審査を受けたものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 3,000円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 1住戸につき、次に掲げる共同住宅等の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、当該住戸のうち当該申請を行う日の前日までに前の項に規定する認定を受けた住戸の合計数（以下「既認定住戸数」という。）で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 住戸の総数が6戸未満の場合 6,000円</p> <p>(イ) 住戸の総数が6戸以上11戸未満の場合 1万500円</p>

- (ウ) 住戸の総数が11戸以上31戸未満の場合 1万5,500円
- (エ) 住戸の総数が31戸以上51戸未満の場合 2万9,000円
- (オ) 住戸の総数が51戸以上101戸未満の場合 4万9,500円
- (カ) 住戸の総数が101戸以上201戸未満の場合 8万円
- (キ) 住戸の総数が201戸以上301戸未満の場合 10万円
- (ク) 住戸の総数が301戸以上の場合 10万5,000円
- (2) 当該申請（あらかじめ住宅性能評価を受けたものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合
  - ア 一戸建ての住宅の場合 7,500円
  - イ 共同住宅等の場合 1住戸につき、次に掲げる共同住宅等の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、既認定住戸数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
    - (ア) 住戸の総数が6戸未満の場合 2万8,500円
    - (イ) 住戸の総数が6戸以上11戸未満の場合 4万6,000円
    - (ウ) 住戸の総数が11戸以上31戸未満の場合 8万5,000円
    - (エ) 住戸の総数が31戸以上51戸未満の場合 15万円
    - (オ) 住戸の総数が51戸以上101戸未満の場合 22万5,000円
    - (カ) 住戸の総数が101戸以上201戸未満の場合 41万5,000円
    - (キ) 住戸の総数が201戸以上301戸未満の場合 55万円
    - (ク) 住戸の総数が301戸以上の場合 70万円
- (3) 当該申請（あらかじめ技術的審査又は住宅性能評価を受けたものを除く。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合
  - ア 一戸建ての住宅の場合 2万2,500円

		<p>イ 共同住宅等の場合 1 住戸につき、次に掲げる共同住宅等の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、既認定住戸数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 住戸の総数が 6 戸未満の場合 5 万5,000円</p> <p>(イ) 住戸の総数が 6 戸以上11戸未満の場合 8 万5,000円</p> <p>(ウ) 住戸の総数が11戸以上31戸未満の場合 17万円</p> <p>(エ) 住戸の総数が31戸以上51戸未満の場合 30万円</p> <p>(オ) 住戸の総数が51戸以上101戸未満の場合 50万円</p> <p>(カ) 住戸の総数が101戸以上201戸未満の場合 95万円</p> <p>(キ) 住戸の総数が201戸以上301戸未満の場合 135万円</p> <p>(ク) 住戸の総数が301戸以上の場合 170万円</p> <p>(4) 当該申請（前の項第 4 号に規定する申請に係るものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がある場合 1 住戸につき、前 3 号の規定により算定した手数料の金額に、建築物の床面積の合計に応じ別表第 1 の 1 の項の規定により算定した手数料の金額を当該確認の申請等に対する申出に係る住戸の合計数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた金額</p>
3	<p>長期優良住宅建築等計画（基準告示において増改築基準の適用を受けるものに限る。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>(1) 当該申請（あらかじめ技術的審査を受けたものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 9,100円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 1 住戸につき、次に掲げる共同住宅等の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、同時申請住戸数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 住戸の総数が 6 戸未満の場合 1 万8,000円</p> <p>(イ) 住戸の総数が 6 戸以上11戸未満の場合 3 万2,000円</p> <p>(ウ) 住戸の総数が11戸以上31戸未満の場合 4 万6,000円</p>

- (エ) 住戸の総数が31戸以上51戸未満の場合 8万7,000円
- (オ) 住戸の総数が51戸以上101戸未満の場合 15万円
- (カ) 住戸の総数が101戸以上201戸未満の場合 25万円
- (キ) 住戸の総数が201戸以上301戸未満の場合 30万円
- (ク) 住戸の総数が301戸以上の場合 32万円
- (2) 当該申請（あらかじめ技術的審査を受けたものを除く。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合
  - ア 一戸建ての住宅の場合 6万8,000円
  - イ 共同住宅等の場合 1住戸につき、次に掲げる共同住宅等の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、同時申請住戸数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
    - (ア) 住戸の総数が6戸未満の場合 16万円
    - (イ) 住戸の総数が6戸以上11戸未満の場合 26万円
    - (ウ) 住戸の総数が11戸以上31戸未満の場合 51万円
    - (エ) 住戸の総数が31戸以上51戸未満の場合 91万円
    - (オ) 住戸の総数が51戸以上101戸未満の場合 160万円
    - (カ) 住戸の総数が101戸以上201戸未満の場合 290万円
    - (キ) 住戸の総数が201戸以上301戸未満の場合 410万円
    - (ク) 住戸の総数が301戸以上の場合 500万円
- (3) 当該申請に併せた確認の申請等に対する審査の申出がある場合 1住戸につき、前2号の規定により算定した手数料の金額に、建築物の床面積の合計に応じ別表第1の1の項の規定により算定した手数料の金額を当該確認の申請等に対する審査の申出に係る住戸の合計数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた金額

4	<p>長期優良住宅建築等計画（基準告示において増改築基準の適用を受けるものに限る。）の変更認定の申請に対する審査</p>	<p>(1) 当該申請（あらかじめ技術的審査を受けたものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 4,550円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 1住戸につき、次に掲げる共同住宅等の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、既認定住戸数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 住戸の総数が6戸未満の場合 9,000円</p> <p>(イ) 住戸の総数が6戸以上11戸未満の場合 1万6,000円</p> <p>(ウ) 住戸の総数が11戸以上31戸未満の場合 2万3,000円</p> <p>(エ) 住戸の総数が31戸以上51戸未満の場合 4万3,500円</p> <p>(オ) 住戸の総数が51戸以上101戸未満の場合 7万5,000円</p> <p>(カ) 住戸の総数が101戸以上201戸未満の場合 12万5,000円</p> <p>(キ) 住戸の総数が201戸以上301戸未満の場合 15万円</p> <p>(ク) 住戸の総数が301戸以上の場合 16万円</p> <p>(2) 当該申請（あらかじめ技術的審査を受けたものを除く。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 3万4,000円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 1住戸につき、次に掲げる共同住宅等の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、既認定住戸数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 住戸の総数が6戸未満の場合 8万円</p> <p>(イ) 住戸の総数が6戸以上11戸未満の場合 13万円</p> <p>(ウ) 住戸の総数が11戸以上31戸未満の場合 25万5,000円</p> <p>(エ) 住戸の総数が31戸以上51戸未満の場合 45万5,000円</p> <p>(オ) 住戸の総数が51戸以上101戸未満の場合 80万円</p>
---	--	---

		(カ) 住戸の総数が101戸以上201戸未満の場合 145万円 (キ) 住戸の総数が201戸以上301戸未満の場合 205万円 (ク) 住戸の総数が301戸以上の場合 250万円 (3) 当該申請（前の項第3号に規定する申請に係るものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がある場合 1住戸につき、前2号の規定により算定した手数料の金額に、建築物の床面積の合計に応じ別表第1の1の項の規定により算定した手数料の金額を当該確認の申請等に対する申出に係る住戸の合計数で除した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた金額
5	長期優良住宅建築等計画に係る譲受人の決定による変更認定の申請に対する審査	1住戸につき2,100円
6	長期優良住宅建築等計画に係る地位の承継の承認申請に対する審査	1住戸につき1,700円

別表第3（第2条関係）

番号	事務	金額
1	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(1) 当該申請（あらかじめ建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査」という。）を受けたものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合 ア 一戸建ての住宅の場合 4,900円

イ 共同住宅等の住宅部分（人の居住の用に供する部分をいう。以下この表において同じ。）の場合（住宅部分のみの申請をする場合に限る。）次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数（以下「申請戸数」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 申請戸数が1戸 4,900円
- (イ) 申請戸数が2戸以上6戸未満 9,600円
- (ロ) 申請戸数が6戸以上11戸未満 1万6,000円
- (ハ) 申請戸数が11戸以上26戸未満 2万7,000円
- (ニ) 申請戸数が26戸以上51戸未満 4万5,000円
- (ホ) 申請戸数が51戸以上101戸未満 8万1,000円
- (ヘ) 申請戸数が101戸以上201戸未満 13万円
- (ヘ) 申請戸数が201戸以上301戸未満 16万円
- (ケ) 申請戸数が301戸以上 17万円

ウ 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。以下同じ。）の場合（同時に住宅部分の認定申請をする場合を含む。）次に掲げる建築物の部分（共同住宅等の共用部分（共同住宅等の住宅部分以外の部分をいう。以下同じ。）の審査を要しない場合にあつては、次の(ア)及び(ロ)に掲げる建築物の部分）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した金額

(ア) 共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 総戸数が1戸 4,900円
- b 総戸数が2戸以上6戸未満 9,600円
- c 総戸数が6戸以上11戸未満 1万6,000円
- d 総戸数が11戸以上26戸未満 2万7,000円
- e 総戸数が26戸以上51戸未満 4万5,000円
- f 総戸数が51戸以上101戸未満 8万1,000円
- g 総戸数が101戸以上201戸未満 13万円
- h 総戸数が201戸以上301戸未満 16万円
- i 総戸数が301戸以上 17万円

(ロ) 共同住宅等の共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 9,600円

- b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 1万7,000円
  - c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 2万7,000円
  - d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 8万1,000円
  - e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 13万円
  - f 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物 16万円
  - g 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物 20万円
- (ウ) 非住宅部分（建築物の住宅部分及び共同住宅等の共用部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 9,600円
  - b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 1万7,000円
  - c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 2万7,000円
  - d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 8万1,000円
  - e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 13万円
  - f 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物 16万円
  - g 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物 20万円
- (2) 当該申請（あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合

- ア 一戸建ての住宅の場合 3万4,000円
- イ 共同住宅等の住宅部分の場合（住宅部分のみの申請をする場合に限る。） 次に掲げる申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 申請戸数が1戸 3万4,000円
  - (イ) 申請戸数が2戸以上6戸未満 6万9,000円
  - (ウ) 申請戸数が6戸以上11戸未満 9万7,000円
  - (エ) 申請戸数が11戸以上26戸未満 14万円
  - (オ) 申請戸数が26戸以上51戸未満 20万円
  - (カ) 申請戸数が51戸以上101戸未満 28万円
  - (キ) 申請戸数が101戸以上201戸未満 38万円
  - (ク) 申請戸数が201戸以上301戸未満 50万円
  - (ケ) 申請戸数が301戸以上 59万円
- ウ 一の建築物の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。） 次に掲げる建築物の部分（共同住宅等の共用部分の審査を要しない場合にあつては、次の(ア)及び(ウ)に掲げる建築物の部分）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した金額
- (ア) 共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - a 総戸数が1戸 3万4,000円
    - b 総戸数が2戸以上6戸未満 6万9,000円
    - c 総戸数が6戸以上11戸未満 9万7,000円
    - d 総戸数が11戸以上26戸未満 14万円
    - e 総戸数が26戸以上51戸未満 20万円
    - f 総戸数が51戸以上101戸未満 28万円
    - g 総戸数が101戸以上201戸未満 38万円
    - h 総戸数が201戸以上301戸未満 50万円
    - i 総戸数が301戸以上 59万円
  - (イ) 共同住宅等の共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - a 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 11万円
    - b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 14万円
    - c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 18万円

		<ul style="list-style-type: none"> <li>d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 28万円</li> <li>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 36万円</li> <li>f 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物 43万円</li> <li>g 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物 50万円</li> </ul> <p>(ウ) 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 24万円</li> <li>b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 30万円</li> <li>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 38万円</li> <li>d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 55万円</li> <li>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 67万円</li> <li>f 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物 79万円</li> <li>g 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物 90万円</li> </ul> <p>(3) 当該申請に併せた確認の申請等に対する審査の申出がある場合 前2号の規定により算定した手数料の金額に、建築物の床面積の合計に応じ別表第1の1の項の規定により算定した手数料の金額を加えた金額</p>
2	低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査	<p>(1) 当該申請（あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 一戸建ての住宅の場合 2,450円</li> <li>イ 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分の場合 次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の変更認定について同時に申請された住戸の数（以下「変更申請戸数」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 変更申請戸数が1戸 2,450円</li> <li>(イ) 変更申請戸数が2戸以上6戸未満 4,800円</li> <li>(ウ) 変更申請戸数が6戸以上11戸未満 8,000円</li> </ul> </li> </ul>

(エ) 変更申請戸数が11戸以上26戸未満 1万3,500円

(オ) 変更申請戸数が26戸以上51戸未満 2万2,500円

(カ) 変更申請戸数が51戸以上101戸未満 4万500円

(キ) 変更申請戸数が101戸以上201戸未満 6万5,000円

(ク) 変更申請戸数が201戸以上301戸未満 8万円

(ケ) 変更申請戸数が301戸以上 8万5,000円

ウ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分（共同住宅等の共用部分の審査を要しない場合にあつては、次の(ア)、(イ)及び(エ)に掲げる建築物の部分）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した金額（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）

(ア) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 総戸数が1戸 2,450円

b 総戸数が2戸以上6戸未満 4,800円

c 総戸数が6戸以上11戸未満 8,000円

d 総戸数が11戸以上26戸未満 1万3,500円

e 総戸数が26戸以上51戸未満 2万2,500円

f 総戸数が51戸以上101戸未満 4万500円

g 総戸数が101戸以上201戸未満 6万5,000円

h 総戸数が201戸以上301戸未満 8万円

i 総戸数が301戸以上 8万5,000円

(イ) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 4,800円

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 8,500円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 1万3,500円

d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 4万500円

- e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 6万5,000円
  - f 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物 8万円
  - g 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物 10万円
- (ウ) 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 4,800円
  - b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 8,500円
  - c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 1万3,500円
  - d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 4万500円
  - e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 6万5,000円
  - f 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物 8万円
  - g 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物 10万円
- (エ) 新たに追加する共同住宅等の住宅部分、共同住宅等の共用部分又は非住宅部分 前の項第1号ウの規定により算出した金額（この場合において、同号ウ中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。）
- (2) 当該申請（あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合
- ア 一戸建ての住宅の場合 1万7,000円
  - イ 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分の場合 次に掲げる変更申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - (ア) 変更申請戸数が1戸 1万7,000円
    - (イ) 変更申請戸数が2戸以上6戸未満 3万4,500円

(ウ) 変更申請戸数が6戸以上11戸未満 4万8,500円

(エ) 変更申請戸数が11戸以上26戸未満 7万円

(オ) 変更申請戸数が26戸以上51戸未満 10万円

(カ) 変更申請戸数が51戸以上101戸未満 14万円

(キ) 変更申請戸数が101戸以上201戸未満 19万円

(ク) 変更申請戸数が201戸以上301戸未満 25万円

(ケ) 変更申請戸数が301戸以上 29万5,000円

ウ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分（共同住宅等の共用部分の審査を要しない場合にあつては、次の(ア)、(ウ)及び(エ)に掲げる建築物の部分）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した金額（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）

(ア) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 総戸数が1戸 1万7,000円

b 総戸数が2戸以上6戸未満 3万4,500円

c 総戸数が6戸以上11戸未満 4万8,500円

d 総戸数が11戸以上26戸未満 7万円

e 総戸数が26戸以上51戸未満 10万円

f 総戸数が51戸以上101戸未満 14万円

g 総戸数が101戸以上201戸未満 19万円

h 総戸数が201戸以上301戸未満 25万円

i 総戸数が301戸以上 29万5,000円

(イ) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 5万5,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 7万円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 9万円

d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 14万円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 18万円

		<p>f 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物 21万5,000円</p> <p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物 25万円</p> <p>(ウ) 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 12万円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 15万円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 19万円</p> <p>d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 27万5,000円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 33万5,000円</p> <p>f 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物 39万5,000円</p> <p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物 45万円</p> <p>(エ) 新たに追加する共同住宅等の住宅部分、共同住宅等の共用部分又は非住宅部分 前の項第2号ウの規定により算出した金額（この場合において、同号ウ中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。）</p> <p>(3) 当該申請（前の項第3号に規定する申請に係るものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がある場合 前2号の規定により算定した手数料の金額に、建築物の床面積の合計に応じ別表第1の1の項の規定により算定した手数料の金額を加えた金額</p>
--	--	--

別表第4（第2条関係）

番号	事務	金額
1	建築物エネルギー消費性能確保計画に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>(1) 省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下「モデル建物法」という。）以外の方法により計算を行ったもの</p> <p>ア 建築物の用途が工場等でない場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 23万円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 29万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 37万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 53万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 65万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 77万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 87万円</p> <p>イ 建築物の用途が工場等である場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 2万3,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 3万1,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 4万3,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 10万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 15万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 19万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 23万円</p>

		<p>(2) モデル建物法により計算を行ったもの</p> <p>ア 建築物の用途が工場等でない場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 8万7,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 11万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 15万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 24万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 31万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 37万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 44万円</p> <p>イ 建築物の用途が工場等である場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 1万9,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 2万6,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 3万8,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 9万5,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 14万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 18万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 22万円</p>
2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>(1) モデル建物法以外の方法により計算を行ったもの</p> <p>ア 建築物の用途が工場等でない場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 11万5,000円</p>

- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 14万5,000円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 18万5,000円
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 26万5,000円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 32万5,000円
- (カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 38万5,000円
- (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 43万5,000円

イ 建築物の用途が工場等である場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 1万1,500円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1万5,500円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 2万1,500円
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 5万円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 7万5,000円
- (カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 9万5,000円
- (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 11万5,000円

(2) モデル建物法により計算を行ったもの

ア 建築物の用途が工場等でない場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 4万3,500円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 5万5,000円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 7万5,000円
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 12万円

		<p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 15万5,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 18万5,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 22万円</p> <p>イ 建築物の用途が工場等である場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 9,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1万3,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 1万9,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 4万7,500円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 7万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 9万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 11万円</p>
3	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>(1) モデル建物法以外の方法により計算を行ったもの</p> <p>ア 建築物の用途が工場等でない場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 11万5,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 14万5,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 18万5,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 26万5,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 32万5,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 38万5,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 43万5,000円</p>

イ 建築物の用途が工場等である場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 1万1,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1万5,500円

(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 2万1,500円

(ハ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 5万円

(ニ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 7万5,000円

(ホ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 9万5,000円

(ヘ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 11万5,000円

(2) モデル建物法により計算を行ったもの

ア 建築物の用途が工場等でない場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 4万3,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 5万5,000円

(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 7万5,000円

(ハ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 12万円

(ニ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 15万5,000円

(ホ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 18万5,000円

(ヘ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 22万円

イ 建築物の用途が工場等である場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 9,500円

		<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1万3,000円</p> <p>(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 1万9,000円</p> <p>(ハ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 4万7,500円</p> <p>(ニ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 7万円</p> <p>(ホ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 9万円</p> <p>(ヘ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 11万円</p>
4	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	<p>(1) 当該申請（あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査又は住宅性能評価（省令第10条第2号に定める基準に適合する場合に限る。以下この項及び次の項において同じ。）を受けたものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 4,700円</p> <p>イ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>(ア) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいい、共同住宅等の共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下同じ。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満 9,400円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 2万円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 4万5,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 8万1,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満 9,400円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1万6,000円</p>

- c 床面積の合計が1,000平方メートル以上  
2,000平方メートル未満 2万7,000円
  - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上  
5,000平方メートル未満 8万円
  - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万  
平方メートル未満 13万円
  - f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万  
5,000平方メートル未満 16万円
  - g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 20万  
円
- ウ 2以上の建築物（当該申請に係る建築物に自他  
供給型熱源機器等を設置するものに限る。以下同  
じ。）の場合 当該計画に係る建築物について、  
次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定  
める金額を合算した金額
- (ア) 申請に係る建築物 ア及びイの規定により算  
定した金額
  - (イ) 他の建築物 ア及びイ又は次号ア及びイの規  
定により算定した金額
- (2) 当該申請（あらかじめ登録建築物エネルギー消費  
性能判定機関等による審査又は住宅性能評価を受け  
たものを除く。）に併せた確認の申請等に対する審  
査の申出がない場合
- ア 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる一戸建ての  
住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める  
金額
- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満 3万  
4,000円
  - (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上 3万  
8,000円
- イ 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部  
分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応  
じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
- (ア) 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区  
分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - a 床面積の合計が300平方メートル未満 6万  
9,000円
  - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000  
平方メートル未満 12万円
  - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上  
5,000平方メートル未満 20万円

- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 28万円
- (イ) 非住宅部分（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準（以下「モデル建物法（誘導基準）」という。）以外の方法により計算を行ったものに限る。以下この(イ)において同じ。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - a 床面積の合計が300平方メートル未満 23万円
  - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 29万円
  - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 37万円
  - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 53万円
  - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 65万円
  - f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 77万円
  - g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 87万円
- (ウ) 非住宅部分（モデル建物法（誘導基準）により計算を行ったものに限る。以下この(ウ)において同じ。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - a 床面積の合計が300平方メートル未満 8万7,000円
  - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 11万円
  - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 15万円
  - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 24万円
  - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 31万円
  - f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 37万円

		<p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 44万円</p> <p>ウ 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>(ア) 申請に係る建築物 ア及びイの規定により算定した金額</p> <p>(イ) 他の建築物 ア及びイ又は前号ア及びイの規定により算定した金額</p> <p>(3) 当該申請に併せた確認の申請等に対する審査の申出がある場合 前2号の規定により算定した手数料の金額に、建築物の床面積の合計に応じ別表第1の1の項の規定により算定した手数料の金額を加えた金額</p>
5	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査	<p>(1) 当該申請（あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査又は住宅性能評価を受けたものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 2,350円</p> <p>イ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>(ア) 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満 4,700円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 1万円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 2万2,500円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 4万500円</p> <p>(イ) 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満 4,700円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 8,000円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 1万3,500円</p>

- d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 4万円
  - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 6万5,000円
  - f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 8万円
  - g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 10万円
- ウ 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
- (ア) 申請に係る建築物で、既に建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物のうち、変更が生じる建築物 ア及びイの規定により算定した金額
  - (イ) 他の建築物で、既に建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物のうち、変更が生じる建築物 ア及びイ又は次号ア及びイの規定により算定した金額
  - (ウ) 新たに追加する建築物 前の項第1号及び第2号の規定により算定した金額
- (2) 当該申請（あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査又は住宅性能評価を受けたものを除く。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がない場合
- ア 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満 1万7,000円
  - (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上 1万9,000円
- イ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
- (ア) 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - a 床面積の合計が300平方メートル未満 3万4,500円
    - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 6万円

- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上  
5,000平方メートル未満 10万円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 14  
万円
- (イ) 非住宅部分（モデル建物法（誘導基準）以外  
の方法により計算を行ったものに限る。以下こ  
の(イ)において同じ。） 次に掲げる非住宅部  
分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める  
金額
  - a 床面積の合計が300平方メートル未満 11万  
5,000円
  - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000  
平方メートル未満 14万5,000円
  - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上  
2,000平方メートル未満 18万5,000円
  - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上  
5,000平方メートル未満 26万5,000円
  - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万  
平方メートル未満 32万5,000円
  - f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万  
5,000平方メートル未満 38万5,000円
  - g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 43万  
5,000円
- (ウ) 非住宅部分（モデル建物法（誘導基準）によ  
り計算を行ったものに限る。以下この(ウ)にお  
いて同じ。） 次に掲げる非住宅部分の床面積  
の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - a 床面積の合計が300平方メートル未満 4万  
3,500円
  - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000  
平方メートル未満 5万5,000円
  - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上  
2,000平方メートル未満 7万5,000円
  - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上  
5,000平方メートル未満 12万円
  - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万  
平方メートル未満 15万5,000円
  - f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万  
5,000平方メートル未満 18万5,000円
  - g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 22万  
円

		<p>ウ 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>(ア) 申請に係る建築物で、既に建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物のうち、変更が生じる建築物 ア及びイの規定により算定した金額</p> <p>(イ) 他の建築物で、既に建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物のうち、変更が生じる建築物 ア及びイ又は前号ア及びイの規定により算定した金額</p> <p>(ウ) 新たに建築物を追加する場合 前の項第1号及び第2号の規定により算定した金額</p> <p>(3) 当該申請（前の項第3号に規定する申請に係るものに限る。）に併せた確認の申請等に対する審査の申出がある場合 前2号の規定により算定した手数料の金額に、建築物の床面積の合計に応じ別表第1の1の項の規定により算定した手数料の金額を加えた金額</p>
6	<p>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>(1) あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査、建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、低炭素建築物新築等計画の認定又は住宅性能評価（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準（以下「性能基準」という。）に適合する場合に限る。以下同じ。）を受けたものである場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 4,700円</p> <p>イ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>(ア) 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満 9,400円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 2万円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 4万5,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 8万1,000円</p>

(イ) 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満 9,400円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1万6,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 2万7,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 8万円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 13万円

f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 16万円

g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 20万円

(2) あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査、建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、低炭素建築物新築等計画の認定又は住宅性能評価を受けたものでない場合

ア 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる計算方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 性能基準により計算を行ったもの

a 床面積の合計が200平方メートル未満 3万4,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上 3万8,000円

(イ) 省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準により計算を行ったもの

a 床面積の合計が200平方メートル未満 1万7,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上 1万9,000円

(ウ) 省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準(以下「仕様基準」という。)により計算を行ったもの

a 床面積の合計が200平方メートル未満 1万7,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上 1万9,000円

イ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

(ア) 住宅部分（性能基準により計算を行ったものに限る。以下この(ア)において同じ。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満 6万9,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 12万円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 20万円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 28万円

(イ) 住宅部分（省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準又は仕様基準により計算を行ったものに限る。以下この(イ)において同じ。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満 3万3,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満 5万7,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 10万円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上 16万円

(ウ) 非住宅部分（モデル建物法以外の方法により計算を行ったものに限る。以下この(ウ)において同じ。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満 23万円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 29万円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 37万円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 53万円

		<p>e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 65万円</p> <p>f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 77万円</p> <p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 87万円</p> <p>(エ) 非住宅部分（モデル建物法により計算を行ったものに限る。以下この(エ)において同じ。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満 8万7,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満 11万円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 15万円</p> <p>d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 24万円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 31万円</p> <p>f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 37万円</p> <p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上 44万円</p>
--	--	--

別表第5（第2条関係）

事務	金額
予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例の許可の申請に対する審査	16万円

別表第6（第2条関係）

事務	金額
要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	16万円

議案第18号

厚木市庁舎建設等基金条例の一部を改正する条例について

厚木市庁舎建設等基金条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

厚木市庁舎建設等基金を市庁舎等で構成する複合施設の整備に必要な経費に充てるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市庁舎建設等基金条例の一部を改正する条例

厚木市庁舎建設等基金条例（平成5年厚木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚木市庁舎整備基金条例

第1条中「市庁舎」の次に「（市庁舎と一の建物として整備する施設を含む。以下同じ。）」を加え、「建設又は改修」を「整備」に、「厚木市庁舎建設等基金」を「厚木市庁舎整備基金」に改める。

第6条中「建設又は改修」を「整備」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の厚木市庁舎建設等基金条例の規定による厚木市庁舎建設等基金に属する現金及び有価証券は、この条例による改正後の厚木市庁舎整備基金条例の規定による厚木市庁舎整備基金に属する現金及び有価証券とする。

議案第19号

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

本市の財政状況等を踏まえ、常勤特別職職員の給料の額を減額するため、関係条例の一部を改正する。

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例(昭和36年厚木市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に改め、「(令和2年6月1日から同年8月31日までの間にあつては、10分の4)」を削り、附則第11項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に改め、「(令和2年6月1日から同年8月31日までの間にあつては、100分の20)」を削り、附則第12項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に改め、「(令和2年6月1日から同年8月31日までの間にあつては、100分の10)」を削る。

(厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成23年厚木市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第20号

厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

本市の財政状況等を踏まえ、職員給与を減額するため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

厚木市職員の給与に関する条例（昭和32年厚木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り、」を削り、「とあるのは、」の次に「令和3年4月1日から同年9月30日までの間にあっては「100分の13」と、同年10月1日から令和4年3月31日までの間にあっては」を加える。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第21号

厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等手当の支給に係る規定を定めるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成6年厚木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（感染症防疫等手当の特例）

- 4 第5条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が別に定めるものに従事したときは、1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の感染症防疫等手当を支給する。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第4項の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例附則第4項の規定を適用する場合において、この条例による改正前の厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例第5条の規定により支給された感染症防疫等手当は、同項の規定による感染症防疫等手当の内払とみなす。

議案第23号

厚木市介護保険条例の一部を改正する条例について

厚木市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率を改めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市介護保険条例の一部を改正する条例

厚木市介護保険条例（平成12年厚木市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「32,310円」を「32,718円」に改め、同項第2号中「45,234円」を「45,806円」に改め、同項第3号中「48,465円」を「49,077円」に改め、同項第4号中「58,158円」を「58,893円」に改め、同項第5号中「64,620円」を「65,436円」に改め、同項第6号中「71,082円」を「71,980円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする。以下この項において同じ」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ」に改め、同項第7号中「77,544円」を「78,524円」に改め、同号ア中「この項において」を削り、同項第8号中「84,006円」を「85,067円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第9号中「96,930円」を「98,154円」に改め、同号ア中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第10号中「109,854円」を「111,242円」に改め、同項第11号中「113,085円」を「114,513円」に改め、同項第12号中「119,547円」を「121,057円」に改め、同項第13号中「122,778円」を「124,329円」に改め、同項第14号中「129,240円」を「130,872円」に改め、同項第15号中「135,702円」を「137,416円」に改め、同項第16号中「148,626円」を「150,503円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,386円」を「19,631円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,386円」を「19,631円」に、「29,079円」を「29,447円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,386円」を「19,631円」に、「45,234円」を「45,806円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるも

のとする。

- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第24号

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

厚木市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、保険料の減額に係る規定を改めるほか、  
所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

厚木市国民健康保険条例（昭和34年厚木市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第19条第1項第1号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち、給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第3条中「「所得税法」と」の次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第26号

厚木市企業等の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市企業等の立地促進等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月22日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

本条例の有効期限を延長するとともに、特定誘致地区及び戦略産業の対象を拡大するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市企業等の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例

厚木市企業等の立地促進等に関する条例（平成21年厚木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 特定誘致地区 次に掲げる地区をいう。

ア 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第24条第1項の規定に基づき同意された厚木業務核都市基本構想（以下「基本構想」という。）に規定する業務施設集積地区

イ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業施行地区のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域に指定された地区

ウ 企業等の立地を特に推進する地区として市長が指定するもの

第2条第7号に次のように加える。

キ 情報の関連産業

第2条第10号を次のように改める。

(10) 産業用地の創出者 前号に規定する土地に事業所を設ける企業等で、産業用地の創出をしたものをいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 当該産業用地の創出に伴い、当該事業所を廃止し、又は市外に移設した者

イ 当該産業用地に立地する企業等と同一の企業集団に属する者

第3条第2項各号列記以外の部分中「（第1号アを除く。）」を削る。

第7条第1項中「厚木市企業等の立地促進等に関する審査会」を「厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）の規定に基づく厚木市産業振興推進委員会」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

附則第5項中「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の厚木市企業等の立地促進等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の立地について適用し、同日前に行われた立地については、なお従前の例による。

（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第96号を削り、第97号を第96号とし、第98号を第97号とし、第99号を第98号とする。

第2条第1項中「第98号まで」を「第97号まで」に改め、同条第2項中「前

条第99号」を「前条第98号」に改める。

第3条中「第1条第99号」を「第1条第98号」に改める。

第5条第1項中「第99号」を「第98号」に改める。

第6条第1項第1号中「第98号まで」を「第97号まで」に改める。

別表中96の項を削り、97の項を96の項とし、98の項を97の項とする。